

「虐待対応を通して権利擁護のあり方を考える」 ～地域包括支援センターの実践から～

＜コーディネーター＞山口 光治（やまぐち・こうじ）／長野県支部
 ＜発 言 者＞岩崎 利次（いわさき・としつぐ）／宮城県支部
 伴 亜希子（ばん・あきこ）／岡山県支部
 村上 明子（むらかみ・あきこ）／大阪府支部
 ＜主 催＞地域包括支援センター支援委員会

※敬称略

地域包括支援センター（以下「包括」）の創設、そして「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」）が施行されてから3年半が経過し、包括の現場においては、さまざまな取り組みが進められてきている中で、実際の対応における課題が明らかになりつつあります。今回は、ソーシャルワークの視点から権利擁護や虐待対応を研究・実践されている山口光治さん（淑徳大学）をコーディネーターとしてお迎えし、地域包括支援センターにおける高齢者虐待対応の実践を通して、社会福祉士が担う権利擁護のあり方について考えてみたいと思います。

山口 社会福祉士が包括に配置されて、高齢者に対する虐待対応も本格的に始まってきています。今回は委託型の包括に勤務されている岩崎さん、直営型でお仕事をされている伴さん、そして、(社)日本社会福祉士会の虐待対応ソーシャルワークモデル研究会（以下「研究会」）の委員をされている村上さ

んにお越しいただき、現在の取り組み状況や課題、専門的な対応について一緒に考えていけたらと思います。

高齢者虐待対応で感じていること

山口 それでは、まず現在の高齢者虐待対応で感じていることなどを、岩崎さんからお話しください。

岩崎 現在、私の所属する包括でかわりのある虐待対応事例は、全部で十数件あります。

そのうちの1つに、親子2人暮らしの方で、息子が母親を虐待していると民生委員から通報があった事例があります。身体的虐待と経済的虐待、心理的虐待があったので、当面は生活を切り離そうという判断になりました。母親は緊急ショートステイで保護し、息子はアパートに移るようになりました。息子は理解力が低く、就職も難しい状態でしたが、療育手帳等の交付要件に該当するほどではありませんでした。息子にはたくさんの債務があり、再発防止の意味でも仕事や債務整理の支援が必要だと思っていましたが、手帳が無いため障害者としての支援も

フリガナ ヤマグチ コウジ
氏 名：山 口 光 治

会員番号304
所属支部 長野県支部

経歴・プロフィール

特別養護老人ホームの介護職員、生活相談員、国際医療福祉大学医療福祉学科専任講師等を経て、現職は、淑徳大学国際コミュニケーション学部人間環境学科教授。社会福祉士、介護福祉士。現在、高齢者虐待の未然防止のための活動に地域で取り組んでいる。日本高齢者虐待防止学会評議員。著書：『高齢者虐待とソーシャルワーク』（みらい）2009、『介護保険再改正と報酬改定の課題』（ぎょうせい）2009（分担執筆）、『団地と孤独死』（中央法規）2008（分担執筆）他



フリガナ イワサキ トシツグ
氏名：岩崎利次

会員番号308
所属支部 宮城県支部

経歴・プロフィール

1977年東北福祉大学卒業後、自閉症児セラピスト・知的障がい児者施設指導員、レクリエーション支援施設指導員、介護実習普及センター研究員、精神障がい者小規模作業所支援員などを経て、地域包括支援センター社会福祉士（所長）として勤務。（11月現在）

また、成年後見人養成研修を修了し、後見活動を行っている。



できず、母親の年齢も介護保険の対象にならないことから、最終的には包括としての支援を打ち切らざるを得ない状況になりましたが「何かあったら電話をください」とは伝えています。この事例のように、高齢、障害、介護保険等の制度の狭間でこぼれてしまう方がたくさんいると思いますが、そのあたりが虐待対応を考えていく上でのこれからの課題だと思います。

山口 制度の狭間でこぼれてしまう方などへの取り組みがなかなか難しいという現状をお話いただきました。では、伴さんはいかがでしょう。

伴 美作市は人口約3万人で、高齢化率が33%です。2009年度の高齢者虐待の相談件数は虐待の可能性もある事例を含めて18件あり、現在12件について支援を行っています。市では07年度に虐待対応マニュアルを作成していますが、コアメンバー会議を48時間以内に開催して事実確認に行くなどの対応は本年度からできるようになりました。

相談に当たってとても心配しているのは、ケアマネジャー（以下「ケアマネ」）等が「もしかしたら虐待なのかもしれない。この家庭は心配だ」と思っているでも「自分の担当している利用者に限って」とか「家族もよくお世話しているから」となかなか相談までに至らないことがあることです。明らかに虐待だと判かってから相談に来る場合もあるので、本年度は少しでも早く相談をしてもらう体制整備を行っています。

早期発見のために

山口 一番発見しやすい立場にいるケアマネや民生委員等が虐待に早く気づくことができると、被害が大きくならないうちに対応ができると思います。どのような状態になったらとか、どのような視点で連絡をくださいとか、そのあたりの虐待の発見のところで働きかけというのは何か行っていますか。

伴 美作市と近隣の包括では、「気づきのポイント10ヶ条」というチェックリストを作っています。最初は虐待かどうかを判断するためのチェックリストでしたが、それでは相談がこないで、「少し気になる高齢者」のチェックリストを民生委員や介護支援事業所などにお渡しして、該当したら相談を入れていただくようにしました。また「相談受付票」には、包括にすぐに相談したい場合としばらく様子を見たい場合の選択肢を加えたことで連絡が入りやすくなった気がします。

地域ケア会議や高齢者虐待対応の研修アンケート等で「なぜ相談をしないのか」と聞いてみると、自分が相談した内容がどのように扱われ、どのように支援をするかが分からないので、心配をされているようです。自分がしっかりとかがわっているのに、行政が入ることによって、自分が通報者で悪者扱いたと思われるのではないかなど、色々な不安があるのだと思います。

岩崎 私も似たようなことを感じています。「虐待の通報」というと、犯人を行政に突き出すというイメージがあります。伴さんがおっしゃっていたように、どのように支援していくのか、通報したら包括がどう動くのかということをきちんと伝えていく必要があると思います。

山口 相談した後の対応方法がきちんと見えていると、相談する側も安心して行動することができるのだと思います。いかに早く地域の方に気づいてもらい、相談してもらおうのか。通報という表現は非常にきつい響きになりますので、心配している、または気になる高齢者を相談してもらおうというところから早期発見が進んでいくのだと、お話を聞いて感じました。

村上 寝屋川市では直営型から委託型に包括の組織

体制が変わって、ケアマネからの相談件数が増えています。直営型のときは市に直接、通報するイメージがあったのかと思いますが、地域に委託型の包括ができて、ワンクッション置かれるようになったので、相談しやすくなっているようです。

山口 直営型が委託型に変わったことで相談件数が増えたというのは、たとえば、直営型だと敷居が高く感じるのでしょうか。行政に連絡するということにためらいがあるのでしょうか。

村上 今考えるとためらいがあったのだと思います。全国的な統計ではケアマネからの相談件数が一番多いのですが、寝屋川市の包括では最初の1～2年は、ケアマネからの相談がとても少なかったのです。

伴 美作市もそうです。

岩崎 私が勤務している包括はずっと委託型なので比較はできないのですが、在宅介護支援センターから包括に移行した際、引き続き包括に勤務した職員がいたことで地域の皆さんにスムーズに受け入れられたと感じています。

また、もう1つの包括が商店街の中に新設されたことで、買い物ついでに立ち寄ってくださる方が出てきました。

フリガナ バン アキコ
氏名：伴 亜希子

会員番号21578
所属支部 岡山県支部

経歴・プロフィール

大阪城南短期大学幼児教育科卒業、福祉専攻科を修了し、特別養護老人ホームなごみ苑にて介護に従事しながら、社会福祉士の資格所得のために佛教大学通信教育科へ編入。その後保育園へ産休代理として勤務。生命保険会社にて営業を行う。その後、美作町役場にて、介護保険、在宅介護支援センター立ち上げに合わせて採用。介護支援専門員を行う。2005年3月、5町1村での合併にて、美作市役所となる。社会福祉士・精神保健福祉士を取得し、現在は美作市地域包括支援センターで社会福祉士として勤務。日本福祉大学大学院で高齢者虐待に関する研究を行っている。



ケアマネとの関係は、介護支援事業所が少ない地域でもあるため、以前からスムーズで、民生委員との連携も良好です。

山口 虐待の有無にかかわらず、日ごろから包括とケアマネ、民生委員との関係をいかに築いておくか、また相談が入りやすい体制整備や立地条件などのさまざまな工夫が相談のしやすさにつながるのかと思って聞かせていただきました。

本人、養護者で支援担当者を分ける

山口 最初の岩崎さんのお話の中から、保護、分離をすることで暴力や虐待はなくなるのだけれど、分離後、高齢者本人と養護者に対してどうかかわっていったらいいのか。まごまごしていると病状が悪化したり、施設入所になって離れたままで終結してしまったというような事例もあるかと思います。このあたりの取り組み状況はいかがでしょうか。

伴 分離をするまではすごくスムーズにいったのですが、そのあとの養護者との関係が難しく、「もう楽になったから家に帰さなくていい」と、そのまま高齢者本人が長期入所になってしまった事例がありました。本人と施設の方はすごく心配され、これからどうしていけばいいかという大きな課題が残っています。現在は、課題を解決するために、本人と養護者を別の職員が担当することにしました。最初は1人の担当が高齢者本人と養護者の両方を担当していたのですが、やはり支援の視点が徐々にぶれてきて、結局、両方の気持ちがなかなか分からなかったということがありました。

山口 高齢者本人と養護者への支援を別に対応していくということですね。包括の職員が別々に担当するのですか。

伴 そうです。一方がケアマネになる場合もあります。

岩崎 私の事例でも、同じように2人の職員で担当を分けることにしました。その結果、今、起こっている出来事について少し距離を置いて見ることができ、今まで自分が高齢者本人あるいは養護者のどち

らかに気持ちが傾いていたことに気づきました。

村上 2週間の措置入所の後、高齢者本人を自宅へ戻した事例がありました。高齢者本人は息子と2人暮らしの母親で、初めて会ったときにはかなりのあざがあり、状況が全くわからなかったので、「とにかく施設に入ろう」と母親を説得しました。入所している間に情報収集をしたところ、「家で暮らしたい」と言う母親の意向が強いこと、息子がかなり長い間閉じこもりだったことが分かりました。保健所とも役割分担をして双方でかかわることで、介護サービスを整えた上で母親を自宅に戻し、母親と息子の両方の支援をスムーズに行うことができました。こういった事例がある一方で、経済的虐待はそうはいかないです。養護者が高齢者本人の年金で生活していますので、措置して戻すということはなかなか難しく、これからどうしようかと頭を悩ませている事例もあります。

山口 虐待の種類や家庭の状況によって一律には言えないと思いますが、安全確保のために一時的に分離を行い、自宅に戻すときの判断には、「戻したらどのようなことが起こり得るか」という危険性を予測してということもあると思います。必ずしも「(本人が帰りがたっているので)自己決定だから、さあどうぞ」という訳にはいかないところです。実際に、自宅へ戻したら高齢者本人が亡くなってしまったという事件も起きていますので、判断の根拠をしっかりとっておくことが重要になってくるところだと思います。

高齢者本人を自宅に戻すときには、社会福祉士として、包括として、行政として、どう判断していくのか、そのあたりをお聞かせいただけたらと思います。

システムとしての虐待対応 ～標準化、明確化、共有化に向けて～

伴 虐待の判断と事実確認がとても難しく、あざがあるのに本人は認知症があって詳しい状況を説明できないし、家族に聞いても言わないし、そのようなときの判断とその根拠はとても難しいと思います。在宅高齢者虐待対応専門職チーム^(注1)のアドバイザーの方にも意見をいただきながら一緒に協議す

るようにしています。また、主治医や民生委員にも意見を聞いたり、役割分担の中でも、「このようなことがあったときには連絡をください」というように、具体的にこと細かくお願いをした上で連絡を取るようにしています。

村上 研究会が行ったアンケート調査では、市町村長申立の必要性の判断や措置、解除について何かしらのしきみを整えている市町村がほとんどないという実態が明らかになりました。

高齢者の虐待対応では高齢者本人の依頼に基づいて動くということではなく、虐待を受けている高齢者の生命、身体、財産を保護して安全で安心な生活を再構築するために積極的な介入をしていく必要があります。そのため判断の根拠と支援方針を明確にすることが求められます。

研究会では、「システムとしての虐待対応」を上げることを目指し、1人で判断するのではなくチームとしてきちんとみんなで判断していくためのツールとして「高齢者虐待対応帳票」^(注2) (以下「帳票」)等の開発を行いました。

この帳票は、「標準化」「明確化」「共有化」をテーマとしています。「標準化」では、組織形態や担当者などが変わっても、帳票を通じて同じ対応が行えるようにすること、「明確化」では、虐待対応の各段階で求められるさまざまな判断や決定の根拠とプロセスを明確にして、後で検証できるようにすること、「共有化」では、虐待対応にかかわる関係者などが正確に情報を共有できるようにすることを目的

フリガナ ムラカミ アキコ
氏名：村上 明子

会員番号1002
所属支部 大阪府支部

経歴・プロフィール

広島県立広島女子大学卒業後、福岡市役所の障害者更生相談所に勤務。退職後、1998年から寝屋川市役所に社会福祉士として、健康増進課、高齢介護室、基幹型在宅介護支援センター、直営の地域包括支援センター業務に従事。現在は、2009年2月から委託を開始した6カ所の地域包括支援センター業務全般のバックアップを行っている。
日本社会福祉士会 虐待対応ソーシャルワークモデル研究会委員



注1：市町村、地域包括支援センターの虐待対応を支援するため社会福祉士会と弁護士会が連携して設置を進めているもので、都道府県や市町村との契約により個別ケース会議に参加して専門的アドバイスを行うなどの活動を行っている。

注2：高齢者虐待帳票は、本会ホームページ「地域包括関連情報」からダウンロードすることができます。

にしています。

帳票は、記載されている項目を埋めることが目的でなく、限られた時間の中でどのように客観的事実を集め、どう判断するか、判断ができないときはさらにどの情報をどのように集めるか、役割分担を行うところも含めています。現場では、集めた情報が事実かどうかの判断がとても難しく、それを必ず複数で行い「共有化」することとしています。

岩崎 「標準化」「明確化」「共有化」というのは本当に必要なことだと思います。宮城ではA4サイズ1枚のアセスメントシートを活用しています。虐待対応は、ややもすると一人よがり動いてしまうこともあるので、帳票などのツールをきちんと活用いくことが大切だと思います。

弁護士や警察、医療関係者と話す際も、「共通言語」がとても大切だと思います。私たちが福祉の専門職間で使っている言葉で話をすると、「意味が分からないからもう1回説明してください」と言われることがあります。私たちが相手の言葉が分からないことがあるので、帳票などのツールを活用することで、根拠や目標などを明確に説明することができます。

山口 他の専門職と一緒に動いていくためには「共通言語」が必要ですし、スタッフの入れ替わりがあったときにも、しっかりとしたツールがあることが大切だと思います。そのような必要性から生まれてきた帳票が、1～2年経って次の世代になると、初めに帳票ありきの状態になり、帳票を埋めることが目的になっていくことが往々にしてあると思います。使うときには道具の1つだということを認識し、「何のために使うのか」という、目的と方法を確認しておく必要があるとお話を聞いていて感じました。

■ 本人の安全確保と養護者への支援について

山口 では、高齢者本人と養護者への支援を進めていく上での課題やあるべき姿というところをお話いただけたらと思います。

岩崎 よくアルコール問題で「共依存」という現象が起こりますが、虐待でもそれに近い状況があるのではないかと思います。殴られても殴られても「私は家に帰ります」という方がいます。そのようなとき、どのようなアプローチをしていったらいいのか

が非常に悩ましくて、とりあえずは緊急ショートステイで保護、分離するのですが、「私は戻りたい。戻ります」と言われると、それを止める根拠が見つからずに困っています。あとは、保護、分離せず何とか自宅に踏みとどまっている事例がいくつかあります。高齢者本人の支援を最優先にする一方で、家族や地域とつながっている「1人の生活者」としての養護者をどう支援していくかが大切です。高齢者本人を支援する視点とは別の立場から養護者を支援していくという切り口が必要になると思います。

村上 私たちも、なぜ養護者の支援が必要なのかを意識しておく必要があると思います。帳票の中には、包括の虐待対応としての養護者支援の必要性が「あり」「なし」「不明」というチェック欄があります。包括の虐待対応として養護者に対して支援の必要があるのか、ないのかという判断が重要になるのだと思います。虐待対応として支援の必要がない場合でも養護者の生活課題によっては、ほかの機関につなぐことや包括の総合相談やケアマネの支援の中で対応することになります。

虐待だけでなく権利擁護等も含めて、包括としてどこまでのことができるのか、どこまでかわるかということも社会のシステムとしてきちんと確立していく必要があると考えています。

もう1つ難しいのは、元々ドメスティックバイオレンス（以下「DV」）の歴史がある夫婦が、その関係を維持したまま高齢者となった事例があります。高齢者虐待防止法の高齢者の養護者というよりはDVの事例として見ているのですが、そのあたりも「共依存」と同じように、これから私たちが支援を行うに当たって気をつけておかなければいけない視点だと思います。2人を簡単に離すことはできないし、本当に難しいですね。

山口 「共依存」についてですが、たとえば司法関係者は法律に基づいて判断しますが、社会福祉士の行う支援は、かかわりの中で相手が変わっていくところに対してどのように取り組んでいけるのかが重要となります。自宅を訪問した際に、玄関の扉を開けてもらえないことがあってもメモを置いて帰るとか、諦めずにかかわっていくことによって相手の方が変わっていくことがあると思います。たとえば、どうして助けてと言わないのかということ、ある人は「殴られるのは嫌だけど、このような子どもに育てたのは私が悪いのだから」と、特に母親は思うわけ

です。だからといって、それでいいということではなくて、本人が「もっと安心して暮らしたい」という気持ちを高めていく、まさにエンパワメントというところが、社会福祉士が行う権利擁護では大切になってくると思うのです。

DV防止のさまざまな取り組みを見ると、あくまでも「被害者の側に立つ」というのが基本的なスタンスですが、これは高齢者の虐待対応においても同様です。つまり、養護者への支援をするけれども、それはあくまでも高齢者の安全を守るために養護者を支援しなければいけない。養護者への支援という言葉は法律に入っていますが、私は「対応」と言い換えています。高齢者の安全確保のために養護者への対応が必要なのです。先ほど養護者支援「あり」「なし」「不明」というお話がありましたが、「なし」というのは、つまり「高齢者本人を支援するという目的と照らし合わせた場合、現段階では養護者への支援をする必要はない」ということもあると思うのです。被害者の安全確保がきちんとできないのに加害者への対応をしてはならないというDV防止の鉄則と高齢者虐待の対応は、同じスタンスになるものと思います。

虐待予防は地域づくりから

山口 そもそも虐待が起きにくいような働きかけや未然防止、ここでは「予防」と表現させていただきますが、そのあたりの地域での取り組みの現状や可能性についてお話いただけたらと思います。

岩崎 究極の予防は地域づくりだと考えています。虐待予防のために何かをするというよりは、民生委員、町内会、病院、交番など、みんなが上手に機能している地域ができれば、情報もスムーズに風通しよく回るし、支援の過程そのものが自然とネットワークになるのだと思います。

私たちが相談を受けたときに、どのように動くのか、何を指すのかというあたりをきちんと伝えていくことも間接的には予防につながっていくと思います。

伴 相談した後の具体的な対応について伝えていくことももちろん必要ですが、色々な場面でごとに、地域の人たちや高齢者と関係のある機関などへ、高齢者虐待への理解や早期発見の重要性を伝えていく努力をして、相談につながるようにしてい



座談会の様子
左から、伴さん、岩崎さん、村上さん、山口さん

きたいと思っています。そして、虐待のリスクが高い家庭に早く気づき、障害の関係とか保健師などと連携を取りながらやっていきたいと思っています。

村上 包括は、特定高齢者施策、介護予防支援、ケアマネからの要介護の方についての相談、権利擁護業務と1つの機関でものすごくいろいろな高齢者の方に対応している奥深いところだと思っています。

予防とか地域づくりというのは単発の仕事ではなく何年も先を見ながら今はどうするかという仕事なので、3職種が行っている事業がしっかり絡んでいけばおのずと地域づくりや予防につながっていくのではないかと考えて取り組んでいます。

山口 予防、虐待の未然防止というところでは、高齢者自身にも準備しておくことができると思います。高齢者が虐待について知る・学ぶ機会として、高齢期安心講座「自分らしく暮らすために」を開催し、虐待に遭いそうになったらどうしたらいいのかが行動できるように「知る、考える、行動する」ということを地域で行っています。高齢者5、6人のグループに包括の職員がファシリテーターとして入ることで、包括の職員との関係性もできてきます。学ぶということで、もしかしたらその学んだ人の何人かは虐待に出会わないという可能性を信じながら、「ポピュレーション・アプローチ」としてこれを行っているのです。それから啓発活動として、福祉関係団体等で行う大会や講演・研修などで「虐待」をテーマにしたり、広報誌に載せたり、パンフレットを配ったりしています。

もう1つ大切なのは、ハイリスクな層です。本年度の厚生労働省の調査結果によると、虐待者は息子

が最も多く、次が夫です。虐待を受けている高齢者は女性が多く、虐待者と同居している割合が高くなっています。たとえば息子と母親の2人暮らしで、しかも母親に認知症があると、かなりのハイリスクになります。そのようなところに予防への取り組みとして、どうピンポイントでかかわっていくかという視点が大切だと考えています。

村上 私はここ1～2年、本会が主催する「虐待対応専門研修」に取り組んできたのですが、自らの地域ではケアマネ対象の研修をどのように組んでいったらいいかと考えています。虐待対応の知識の座学というのではなく、みんなで事例のことを話そうといった取り組みの中で研修を組み立てる必要があると思っています。まずは包括に相談しやすい状況を作ることが必要で、それがネットワークにもつながるのだと思います。

虐待に向き合う姿勢

山口 最後に自らの決意も含めて、社会福祉士としてこの虐待問題にどのような姿勢で向き合っていたらいいのかをひと言ずつお聞かせいただけたらと思います。

岩崎 福祉に限らず、周りにあるいろいろな社会資源、あるいは仕組みでまだ見えていないものがたくさんあると思います。目の前にあるネットワークや福祉の仕組みにこだわりすぎてしまうと、本当はできるはずの支援ができないというということも起こってくるのではないのでしょうか。

高齢者本人の安全確保と包括としての支援の限界を意識しながらやって行かなくてはいけないと思いました。また、皆さんのお話を聞いて包括にはさまざまな可能性があるのかもしれないと思いました。

伴 現場に入っていくと高齢者虐待の現況や対応においての判断を相手の人が理解できるように、根拠をもって説明することをそれぞれのシーンに合わせて行うことができなくて、うまく支援が進まなかったりすることがあるので、市とか包括という枠を越えて関係者が一緒に相談しながらやっていけるといいと思います。都道府県支部の活動としても、そのようなところを話し合いながら、1人で抱え込まな

いように協議を行ったりして一緒に高めていけたらいいと考えています。

山口 包括の社会福祉士が孤立しないようにすること。また、そのバックアップを都道府県支部や近隣の包括が一緒に行うことは大切ですね。

村上 私も、先ほど山口さんが言われたエンパワメント、かかわりの中で相手が変わってくることや、諦めずにかかわることは社会福祉士として一番大切だと思っていますので、そこを忘れないようにやりたいです。それと、高齢者の虐待対応は高齢者の命を預かっていて、支援の限界もあるけれども、諦めずに次のセーフティネットを探しながら支援していくことが私たちの使命かと思っています。それから、予防の仕事に力を入れて、すぐに分離をしなければならないような虐待対応という仕事をしたくないので、そのような時代が来るといいなと思っています。

山口 ありがとうございます。

皆さんのお話を聞きながら思ったことは、高齢者が住む地域や担当する包括の職員の違いによって、同じように虐待を受けていた場合に対応に大きな差があってはいけないということです。そのためには、研究会のこれまでの研究で明確になってきた「虐待対応ソーシャルワークモデル」の考え方、視点にもとづいて標準化、根拠の明確化、チームでの共有化が実践されていくことが非常に大切なのだと思います。

また、高齢者の虐待対応は、まず高齢者の生命の安全確保が最優先されていくことです。そのために養護者への対応が必要であればやる。虐待対応としてやるべきことと、ひとりの養護者の生活支援としてやるべきことを切り離して考える必要があると思います。

そして、予防は地域づくりから。まさにそのとおりです。どのような地域を築いていきたいかをわれわれや包括の職員、ケアマネなどみんなが共有し取り組んでいくことが、結果的に予防につながっていくことなのだと思います。

ぜひ、皆さんがそれぞれの地域で、自分たちの実践と同時に、その地域でチームとして動いていく人たちも一緒に成長していくような取り組みを進めていただけたらと思います。

どうもありがとうございました。